

議案第 5 号

湯河原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について

湯河原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 13 日 提出

湯河原町長 富 田 幸 宏

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、施設の重要事項の掲示方法にインターネットでの閲覧が追加されたため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湯河原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（平成26年湯河原町条例第26号）の一部を次のように
改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示」の次に「する
とともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直
接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行
うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の
閲覧に供」を加える。

第35条第3項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利
用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの
区分に係る利用定員の総数」と」を削り、同項中「(イ)中「教育・保育給
付認定こども」を「(イ)中「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認
定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは
「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下
この項において同じ。）と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、
令和6年4月1日から施行する。

湯河原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(<u>揭示</u>) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。 (特別利用保育の基準) 第35条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」	(<u>揭示等</u>) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により<u>公衆の閲覧に供</u>しなければならない。 (特別利用保育の基準) 第35条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」	

現 行	改 正 後	備 考
と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、<u>「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と</u>、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定こども</u>」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。 (特別利用教育の基準) 第36条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条	と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。 (特別利用教育の基準) 第36条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)</u>」とあるのは「特定教育・保	

現 行	改 正 後	備 考
第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。	育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。	